

茅ヶ崎市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例（平成27年茅ヶ崎市条例第47号。以下「条例」という。）に基づく犯罪被害者等に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 犯罪行為 次に掲げる罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定されているものを除く。）に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

ア 人の生命又は身体を害する罪

イ アに掲げる罪に該当するものを除く性犯罪

(2) 性犯罪 刑法第176条から第179条までの罪、第181条の罪及び第241条の罪並びにこれらの罪（第176条及び第178条第1項の罪を除く。）の未遂罪をいう。

(3) 重傷病 1か月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。

(4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者及び次に掲げる者であつてアからカまでそれぞれに掲げる事項によりやむを得ず茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録をされずに茅ヶ崎市内に居住しているものとする。

ア 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者

エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

カ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

(5) 犯罪被害 犯罪行為による被害であって次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。

ア 第2条第1号アに掲げる罪に当たる行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）

イ 第2条第1号イに掲げる罪に当たる行為による被害

(6) 犯罪被害者である市民 犯罪被害を受けた者であって当該犯罪被害に係る犯罪行為の発生の際市民であった者をいう。

（見舞金の支給）

第3条 市長は、犯罪被害者である市民及びその遺族に対し見舞金を支給する。

（見舞金の種類及び対象者）

第4条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、その支給を受けることができる者は、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の第1順位遺族（第6条第2項及び第3項の規定による第1順位遺族をいう。）

(2) 重傷病等見舞金 犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われたものに限る。）により重傷病を負った市民又は性犯罪の被害に遭った市民

2 遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、茅ヶ崎市災害見舞金支給要綱（昭和55年4月1日施行）に規定する災害見舞金の支給対象となる場合においては、遺族見舞金を支給しない。

（見舞金の額）

第5条 見舞金の額は、次に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 500,000円。ただし、既に重傷病等見舞金の給付を受けた者が当該重傷病等見舞金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、既に支給された重傷病等見舞金の額を差し引いた額とする。

(2) 重傷病等見舞金 次に掲げるとおりとする。

ア 犯罪行為により重傷病を負った場合にあっては、100,000円とする。ただし、当該犯罪行為による被害につき、イに定めるところにより重傷病等見舞金の支給を受けている場合は、50,000円とする。

イ 性犯罪による被害（重傷病を除く。）を受けた場合にあっては、50,000円とする。

（遺族の範囲及び順位）

第6条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者である市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者である市民によって生計を維持されていた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。

3 次のいずれかに該当する者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 犯罪被害者である市民を故意に死亡させ、又は犯罪被害者である市民の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させ、若しくは遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者

(2) 犯罪被害者である市民に対する暴力若しくはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をしていた者又はこれらに相当する行為をしていた者で遺族見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めた者

（支給の制限）

第7条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(2) 被害者である市民が日本国を出国する時点で外務省が発する危険情報が出ている国、地域等で犯罪被害を受けたとき又は日本国外に生活の拠点があるとき。

(3) 次条第1項の申請書を提出する者が暴力団員等（茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎

市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)であったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないとき市長が認めたとき。

(見舞金の申請)

第8条 見舞金の支給を受けようとする者は、茅ヶ崎市犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書(第1号様式)又は茅ヶ崎市犯罪被害者等重傷病等見舞金支給申請書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、申請に偽り等の不正等がないことを誓約する書類及び関係機関に犯罪行為の照会をすることについて同意したことを証明する書類並びに次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができるものと認められる場合その他市長がその提出を不要と認める場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 国外での被害の場合は現地警察による当該被害に係る証明書

ウ 申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の市町村長(特別区の区長を含む。)が発行する証明書

エ 婚姻届未提出の場合は事実上婚姻関係にあったことを証明する書類

オ 申請者が第6条第1項第2号に該当する場合は犯罪被害者によって生計を維持されていたことを証明するもの

カ 犯罪被害者が犯罪行為の発生時に市民であったことを証明する書類

キ 国外での被害の場合に長期滞在していなかったことを証明するもの

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病等見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書

イ 前号ウ及びカに掲げる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病若しくは性犯罪による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡、重傷病若しくは性犯罪が発生した日から

7年を経過したときはすることができない。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由によりこの期間を経過する前に同項の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由がやんだ日から1年以内に限りすることができ

(支給の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、速やかに、見舞金を支給し、又は支給しない旨を決定し、茅ヶ崎市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者である市民及びその遺族の続柄又は居住の実態を調査することができる。

(見舞金の請求)

第10条 前条第1項の規定による通知により支給決定を受けた者は、茅ヶ崎市犯罪被害者等見舞金請求書(第4号様式)を市長へ提出し、見舞金を請求するものとする。

(返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき又は見舞金の支給を受けた後において、第7条各号のいずれかに該当することが判明したときは、既に支給した見舞金の全部又は一部をその者から返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年11月25日から施行し、同年10月1日以後に発生した犯罪行為による被害について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

茅ヶ崎市犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

次のとおり犯罪被害者等遺族見舞金を申請します。

申請者	ふりがな 氏名	
	住所	
	電話番号	
	被害者との続柄	
被害者	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日生
	被害当時の住所	
	死亡年月日	年 月 日
被害の状況	犯罪行為を受けた日	年 月 日 時 分頃
	犯罪行為が行われた場所	
	被害の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の 受理番号	警察署 年 月 日 第 号 罪名
申請履歴	死亡前に茅ヶ崎市犯罪被害者等重傷病等見舞金の支給を受けたことの有無及び金額	<input type="checkbox"/> 有（ 円） <input type="checkbox"/> 無

添付書類

	書類	提出 確認
<input type="checkbox"/>	茅ヶ崎市犯罪被害者等各種支援に係る誓約書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	情報提供同意書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	現地警察による証明書（国外での被害の場合）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者である市民が事実上婚姻関係にあったと証明する書類（婚姻届未提出の場合）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者が犯罪被害者と生計をともにしていたことを証明する書類（犯罪被害者である市民によって生計を維持されていた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹が申請する場合）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者である市民が犯罪被害当時に市民であったことを証明することができる書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	国外に長期滞在していないことを証明する書類（出入国履歴等）（国外での被害の場合）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	委任状（代理人申請の場合）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

内訳書

申請内容		
他の第1順位遺族	<input type="checkbox"/> 有	
	<input type="checkbox"/> 無	
氏名	被害者との続柄	住所

第2号様式（第8条関係）

茅ヶ崎市犯罪被害者等重傷病等見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

次のとおり犯罪被害者等重傷病見舞金を申請します。

申請者	ふりがな 氏名	
	住所	
	電話番号	
	被害者との続柄	
被害者	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日生
	被害当時の住所	
被害の状況	犯罪行為を受けた日	年 月 日 時 分頃
	犯罪行為が行われた場所	
	被害の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の 受理番号	警察署 年 月 日 第 号 罪名

添付書類

	書類内容	提出 確認
<input type="checkbox"/>	茅ヶ崎市犯罪被害者等各種支援に係る誓約書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	情報提供同意書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書（本人以外が申請する場合）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者である市民が事実上婚姻関係にあったと証明する書類（婚姻届未提出の場合）（本人以外が申請する場合）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者である市民が犯罪被害当時に市民であったことを証明することができる書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	委任状（代理人申請の場合）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

第3号様式（第9条関係）

茅ヶ崎市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書

茅ヶ崎市指令第 号

年 月 日

様

茅ヶ崎市長

印

年 月 日付けで申請のありました茅ヶ崎市犯罪被害者等見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 見舞金を支給します。

見舞金支給額 円

2 見舞金を支給できません。

（理由）

（事務担当 市民安全部市民相談課 市民相談担当）

第4号様式（第10条関係）

茅ヶ崎市犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

次のとおり犯罪被害者等見舞金を請求します。

申請者	ふりがな 氏名								
	住所								
	電話番号								
	被害者との続柄								
被害者	ふりがな 氏名								
	生年月日	年	月	日生					
	被害当時の住所								
請求金額	金 円								
振込先金融機関・本支店名	銀行・信用金庫・労働金庫 本・支店								
口座種別・口座番号	口座	口座番号							
口座名義人	(ふりがな)								